

## 令和6年度第3回

# 県立社会福祉施設のあり方専門分科会議事録

日 時 令和6年10月9日(水)

午後13時30分～15時

場 所 杉妻会館 3階 石楠花の間

(部企画主幹) 時間前でございますが、あらかじめお配りした資料の確認をさせていただきます。次第及び出席者名簿、資料1、資料2、資料3、資料4、参考資料でございます。なお、資料4は関委員から事前にいただいた意見でございます。各課長からの説明の中で、御意見に回答いたします。お手元に不足する資料はございませんか。

(開会)

(部企画主幹) それでは定刻となりましたので、ただいまより、「令和6年度第3回県立社会福祉施設のあり方専門分科会」を開会いたします。

私、議長に進行をお願いするまで司会を務めさせていただきます、福島県保健福祉部企画主幹の高野剛と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様の名簿及び本日の出欠状況につきましては、御手元の委員名簿のとおりとなりますので御確認ください。また事務局職員につきましても、御手元に配付しました事務局名簿のとおりです。

続けて、定足数の確認をいたします。本日は、分科会委員8名のうち8名が出席されております。これは、福島県社会福祉審議会運営規程第5条第1項に規定する「過半数の出席」を満たしておりますので、本会議は有効に成立しております。

それでは、これより議事に入ります。分科会の議事の進行につきましては、分科会長が議長となります。関分科会長には、挨拶を頂戴したのち、議事の進行をお願いいたします。

(関会長) 今日で第3回目となります。この分科会としては最後の会議ということで、ここで分科会としての案が決定になれば、社会福祉審議会に諮ります。先日は大変お忙しい中、太陽の国の視察にも御参加いただきまして本当にありがとうございました。

やはり実際に現場を見て話を聞くと違っていたし、あと実際に利用者の方とも話をするとともに、生活の様子を見たということも踏まえて、今日の内容について、ご発言ください。もし発言がなければ何名かの方に御指名させていただく場合もあるかと思っておりますので、そ

の時にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

また県の皆様方も、議会などで大変お忙しい中、いろいろ修正などしていただき、ありがとうございました。

私個人としては、今回の資料に対して事前に提出する意見が遅れてしまいましたが、それらも踏まえて、今日御説明いただけるということでしたので、委員の皆さんも、一緒になって考えていこうと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**(関会長)** 次に、議事録署名人の指名でございますが、私からご指名申し上げることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

**(関会長)** それでは、小林 しのぶ委員、原 寿夫委員にお願ひいたします。

それでは、会議次第に従ひまして、議事に入ります。本日の議題であります、県立社会福祉施設のあり方について(意見具申案)でございます。

本日は、これまでの専門分科会の議論を踏まえて、事務局で整理した意見具申の案について、御確認いただきます。

今回が3回目で最後の分科会であることから、この意見具申案は、次の社会福祉審議会において、当専門分科会の審議結果として報告するようになります。

それでは次第に従って議事に入りますけれども、内容を一気に説明してしまいますと、なかなか最初の説明が分かりづらくなったりするので、少し分けて説明をいただいた後に意見交換をしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

これまでの疑問や議論、意見などを踏まえて今日は案としてまとめられたということで、最初に、資料1、資料2により、意見具申案の概要について、事務局からこれまでの議論や経緯などもご説明ください。

最初に、現状・課題や大きな方向性の部分につきましてですが、この部分は、前回「素案」について議論し、概ね了解となった部分ですが、修正箇所を中心に、事務局から説明をお願ひします。

**(保健福祉総務課長)** 事務局を務めております保健福祉総務課長の渡辺と申します。御説明いたします。

それではまず全体的な部分を先に御説明をさせていただいて、各施設は担当課の課長から、時間をおいて説明させていただきます。

まず資料1は、前回第2回の際に、委員の皆様からいただいた御意見と、それらの反映状況について取りまとめました。

内容を御覧いただき、もし趣旨が違ふとか、そういったところがあれば、事務局に後ほど御連絡いただければと思ひます。

それらを踏まえまして、今ほど会長からも御説明ありました資料2の見え消しで修正箇所等を記載しながら取りまとめましたので、本日資料2を中心に御説明させていただきたいと思います。

なお資料3はそれらを溶け込ませた版でございます。それから資料4は関委員からいただいた御意見、それから参考資料、横向きになっておるのが1番最後に入っているのですが、これは前回意見具申と今回の意見具申として取りまとめさせていただいたものの比較表になっております。参考資料についての説明は省略させていただきますので、補助的に見ていただきながらということでもよろしくお願ひいたします。

では資料2を御覧いただき全体像の部分について先に御説明をさせていただきたいと思ひます。

まず資料2の1ページ目でございますが、前回の意見具申におきましても、経過や基本的な考え方などをまとめた「はじめに」という部分を導入部分として入れておきまして、また最後に「むすびに」という部分も入れておきますが、いわゆるこの意見具申を踏まえまして、今後県が決定する対応方針や、具体的な工程表の策定に向けて、配慮すべき点などを、最後の「むすびに」で、締めくくっているという形になっております。素案ではポイントのみでしたが、今回は文面で提示をさせていただいております。

1ページ目のはじめにの部分の最初の段落の部分は、社会福祉審議会におけるこれまでの、県立社会福祉施設に対する審議経過あるいは取組の状況などをまとめたものです。

2つ目の段落につきましては、第2回の際に示させていただいた、本県の保健医療福祉の基本となるビジョンの基本理念から、全ての県民が心身ともに健康で幸福を実感できる県づくりという、ビジョンに掲げている理念の部分を記載し、それから御意見をいただきました地域福祉の部分では、「県民一人一人がともしつなかり支え合って生き生き暮らせる地域共生社会の実現」という、県の地域福祉支援計画での理念を掲載させていただいております。

それから3つ目の段落でございますが、今回県立社会福祉施設を検討するに当たっても、利用者一人一人の、ニーズに対応した適切なサービスの提供を通じ、個人の尊重を大前提として、権利擁護の取組をより一層推進していく必要があるということで、今回の専門分科会の議論の中でも、個々人の尊重ですとか、あるいは権利擁護の推進という御意見、かなり皆様からいただきましたので、その部分をはじめにの部分に追記させていただいております。

1番下の点線囲みの中に素案段階での項目がございますが、ビジョンの部分は入れさせていただいております。前回素案の際に入れていた、社会的弱者少数者に寄り添うとかセーフティーネットの部分は、前回の議論の中で、対象がちょっと広くなり過ぎて、漠然としてしまうという意見もございましたので、そちらは文言を修正した上で、むすびに、に移動して記載をさせていただいております。

ちょっと飛んで申し訳ないのですが、1番最後のページ、22ページを御覧いただきたいと思ひます。22ページ1番最後の部分、こちらが「むすびに」ということで追加させていただいております。基本的に前の意見具申の際も、こういった結びの部分ございまして、2

段落にありますとおり、県においては本提言を踏まえ、早急に方針を固め、具体的な手順方策や時期など、きめ細かに検討していく必要があるとしております。こういった方針を受けた上で、県として正式に方針を決定して、計画を策定していくということを、述べさせていただいている部分です。

それで前回の議論を踏まえて意見を反映させていただいたのが下から2つ目の段落目になります。「本意見具申は、県立社会福祉施設のあり方に係る意見を取りまとめたものであるが、根底には障がいを持つ人や高齢者などに優しい社会が子育てしやすい社会にもつながっていくとの理想が込められている」ということで、素案段階で少し幅広になっていた部分について、今回対象となっている障がい者施設ですとか、高齢者施設、それからあと子育て、児童関係の部分に、絞った形で考え方を入れさせていただいております。

では戻っていただいて、2ページからでございますけれども、今回の意見具申の主要な部分になります。

2ページ目でございますが、前回第2回の際にお示した素案につきましては、具体の個別事象のみを記載しておりましたが、今回各項目の内容について、頭の部分に説明やまとめを若干追加させていただいております。

2ページ目の①の法制度の改正の部分については、前回の見直し以降、法令の改正については、大きなものとしては困難な問題を抱える女性の支援に関する法律の制定、それから児童福祉法の改正などがございまして、その影響を下のとおりまとめております。個別施設の法改正の状況は素案のままでございます。

2ページ目の1番下に施設利用者の状況変化ということで、こちらも各県立社会福祉施設の利用者についても、内容は異なるものそれぞれの利用者の状況が変化しているという部分から、3ページの各施設の状況変化の部分につながっていくという流れにさせていただいております。

3ページは基本的に前回お示したもので若干の文言修正をさせていただいております。

追記している部分としましては4ページでございますが、太陽の国関連施設の部分でございます。前回議論いただいた中でやはり交流センターの、ニーズ変化ですとか、そういった部分の変化がいろいろ御意見をいただきました。

そのため利用者のニーズの変化、あるいは既に建て替えされた入所施設は、建て替えの際に、家族室などが整備され、いわゆる宿泊の機能を一部担っているというような状況変化について追記させていただいております。

続きまして5ページからでございますが、県立社会福祉施設の役割ということで、こちらも、前回役割の部分、それぞれ、県、民間ということで整理をさせていただいております。

頭書きの部分は、今回どういった視点でそこを見直ししているかという部分を記載させていただいております。前回の意見具申でも触れた行政と民間との役割分担について、前回までの役割分担を踏襲しつつ、今現在の状況変化としてその人口減少により、福祉事業の経営が厳しくなっている状況、あるいは福祉サービスの内容や経営主体が多様化している

という状況を踏まえて、以下のとおり整理したという形にしております。

(1)の②の部分は、前回いろいろ御意見いただいた中で、民間企業との連携協働という部分をさらに進めていくということ、追記させていただいております。

続きまして6ページを御覧いただきたいと思います。6ページにつきましてはこれらを踏まえた今後県に求められる役割という部分を整理しております。

これまでの整理に加えまして、冒頭に掲げた権利擁護の推進及び、個人の尊厳を尊重する観点から入所者が抱える個々の問題への対応についてまとめております。修正箇所としては④の部分でセーフティーネットを担うというのがちょっと幅広過ぎて、分かりづらいという意見ございましたので、ここについては県が設置している施設以外に、代替が困難であり、かつ採算上の問題で民間の参入が見込めない施設、こういった部分を、県が担う施設の考え方と書かせていただいております。

それらを踏まえまして県に求められる役割や考え方について、整理させていただいた部分が、下の追記部分でございます。こちら、前回の意見具申でも上記の施設の考え方を踏まえて、県の果たすべき役割について文言で書かせていただいております。

前回と異なる部分としましては1番下のなお書き以降の部分、「なおこれまで民間に任せられる施設を、民間へ移譲してきた経緯と実績を考慮し、現存する各施設の移譲の可能性については、引き続き慎重に検討していくべきである」ということで、前回の意見具申におきましては、まだ民間移譲が中途の段階でございましたので、ここは民間に移譲できるものについては移譲していくという方針が示されておりましたけれども、今回は指定管理等、既に民間移譲も進んでまいりまして、今現在、残っている施設につきましては、県が担うべき部分が多々あるという方向で、皆様からも御意見をいただいたところございましたので、これらの経緯も踏まえて今後は、移譲するというにつきましましては引き続き慎重に検討していく必要があるというような文言にさせていただいております。

7ページに移っていただいて、7ページが全体のまとめ的な基本的な方向性になっております。7ページの上の部分につきましては、法改正の法制度の改正や利用者の状況変化、それから役割を踏まえ、今後新たな課題への対応としてどのようなところに力を入れていくべきかといった、基本的方向性について整理していますという、この章のまとめでございます。基本的に前回提示させていただいた内容と変更はございませんが、特徴的な部分を申し上げますと①では、「障がい児及び障がい者が地域と交流できる機会の創出や機運の醸成に努める。」。それから「障がい者及び御家族にとっての選択肢を充実させる必要がある。」。

これらが今回議論の中で出てきた部分ということで、前の意見具申よりも手厚くさせていただきます。

それから②の部分では、「特に重度障がい者等には迅速に医療的ケアを提供できる体制を引き続き確保する。」ということで、やはり重度の方が、あるいは高齢化が進んでいるという部分を踏まえた医療的ケアの確保についても書かせていただいているところです。

それから③は、「入所者が生き生きとした表情で健やかに過ごせるよう」、そういった施設、

あるいはケアを充実させていくということになっております。

それから④と⑤については、基本的に前回の意見具申の際には入っていなかった部分でして、④につきましては、子どもや困難な問題を抱える女性への支援ということで、法改正なども踏まえて必要性が出て追加されている部分でございます。権利擁護の観点から当事者の最善の利益を念頭に、個別の状況に応じた支援ができるよう柔軟な支援体制や施設的环境整備等を行う必要があるというのを、今回の意見具申では追加されております。

それから⑤の部分でございますが、先ほど申し上げました民間移譲等の部分が前回は書いてありましたが、今回につきましては、「慎重に検討した上で役割を終えたと判断できる施設については、計画的に廃止していくことで必要な施設に、行政のリソースを集約する。」ということで、より時代に合った整備、それから質の高いサービスを提供につなげていくという部分、今回の議論の中でもやはり古くて使わなくなったものは閉めるなど、それから建て替えに当たっては現在の権利擁護、あるいは個人の尊重といった部分を、反映するという事を委員の皆様から御意見をいただいておりますので、そういった部分を反映させていただいております。

ここまでが、いわゆる全体、あるいは基本的な方向性について、今回、提示させていただいている案文になります。

一旦事務局からの説明はここまでとさせていただきます。

**(関会長)** オンラインで御参加の方はいかがですか。それでは、これまでの会議においてまだ意見をいただいている会津大学短期大学の吉田委員から何か一言いただければありがたいのですが、何か御不明な点や御意見などあればお願いします。

**(吉田副会長)** 会津大学短期大学の吉田と申します。よろしくお願ひいたします。すみません、専門は幼児教育でして、今回は勉強ということも含めて参加させていただいております。また他の委員の皆様方の御意見も伺いながら、意見を申し上げたいと思います。

**(関会長)** わかりました、子どもの部分でまた御意見をお願いします。ありがとうございます。今日は社会福祉士会の松本委員が欠席で、代理に社会福祉士会の舟山副会長が来ていらっしゃいます。実際に施設を運営していらっしゃる立場でもございますので、全体的なところについてはいかがでしょうか。

**(舟山参考人)** 今日代理で出席をさせていただいておりますけれども、今までこの分科会で議論されてきたことが、こういう形でまとめられているということで、基本的な考え方や方向性については、私のほうから申し上げることはなく、非常によくまとめていただいているところだと思います。

ただ実際今、障がいの施設を運営している立場からすると、地域での生活も非常に大事で

はありますが、従事する職員の数がなかなか確保できないという問題があります。大規模、または複数の事業をやりながら、そこで働く職員がいろんな役割を果たすというのが、人材が集まらない中で、福祉事業を進めていく上での一つの考え方になると私は思っているのですが、この後それぞれの施設ごとのところでもお話出てくるかと思えますけれども、申し上げます。ありがとうございます。

**(関会長)** ありがとうございます。他の委員の方はどうでしょうか。

そうですね、舟山副会長がおっしゃったように、個別の施設の部分でも例えば地域生活移行がなかなか進まない、ということが課題として書かれています。実際にグループホームも人材不足で世話をする人がなかなか見つからないとか、そういった条件も整わないと、なかなか地域生活移行も進まないという課題につながってきている。そのような御意見だったのだと思いました。ありがとうございます。

それでは、ここまでの部分については、各委員とも御了解いただくということによろしいでしょうか。

**(関会長)** 次に、各施設の今後の方向性につきまして、御確認いただきます。施設の数が多いので、8ページから12ページの女性及び児童関係の施設、13ページから16ページの障がい児者の入所施設、17ページ以降の太陽の国関連施設に分けてご確認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、最初に女性及び児童関係の施設について、御確認いただきます。事務局から説明してください。

**(児童家庭課長)** 資料1及び資料2の11ページを御覧いただきたいと思います。資料2の11ページの総合療育センターにつきましては、前回の分科会におきまして、森田委員及び小林委員より、資料1の7及び8のとおり、発達障がい気付ける職員・対応するスキルのある職員の育成について、また発達障がいの診断の際の改善についての御意見をいただいたところでございます。

いただいた御意見を踏まえ、意見具申案といたしまして、資料2の11ページの1番下、課題を踏まえた今後の方向性について、一部文言を削除するとともに、具体的に第2段落として、「また地域療育体制を支援する拠点機関として、専門性向上のための研修等により、地域での支援体制の充実に取り組んでいく。」という形で整理させていただきました。

そのほかの施設、8ページの女性のための相談支援センター、9ページの福島学園、10ページの乳児院及び12ページの大笹生学園につきましては、文言の削除や修正となっております。簡単ではございますが児童家庭課からの説明は以上となります。

(関会長) ありがとうございます。子どもや女性関係の施設については、前回あまり御意見がなかったわけですが、改めて、保育協議会の江川委員はいかがですか。

(江川委員) 今ほど御説明のあった総合療育センターは、発達障がいの子どもの数が今確かにすごく多くなっているのです、その診断に時間がかかる、待ち時間がすごく長いという課題はうちの園児の保護者からも上がっているところです。

今のようなところを踏まえて先ほど赤字のところ、拠点機関として云々と付け加えていただいたところが、それが直結してそういうふうなところを意味するのかということからは読み取るとして、努力していきますという姿勢が、現れているのかなと思ったところです。以上です。

(関会長) ありがとうございます。それでは再度になりますけれども、子ども関係ということで、オンラインの吉田委員はいかがでしょう。

(吉田副会長) 療育センターに関連してですが、私スクールカウンセラーもやっております、やはり発達障害、学校現場もかなり困っている状況にありますので、ぜひ学校現場の方たちも相談できるような施設や、また福島県は通級教室が余り活用されていない地域があると最近特に思っております、やはり予算もあると思いますが、ぜひ通級とかも生かしながら、できれば私は幼児教育の段階から、障がいとか早期発見・早期対応ということで、支援に早期に動けると良いと考えておりますので、そういったことも今後検討いただければうれしいと思っております。

また乳児院に関してですが、私、乳児院の検討委員会に所属させていただきましたけれども、新たな機能や役割にとっても期待しております。

ただ、その「新たな」というところがちょっと明確に見えてこなかったもので、特にこの難しい状況ですから、複雑な背景もあるお子さんや母子家庭に、どういった動きを今後されるのかとても興味がありますし、期待しているところでもあります。

(関会長) 私は先日総合療育センターへ視察に行かせていただきましたが、学校の先生向けの何か御指導なり研修などするような機能があったように思ったのですが、その辺、分かる範囲で説明いただくと吉田委員もより理解が深まると思います。

(児童家庭課長) はい、児童家庭課でございます。学校につきましては、教育庁で対応しているところです。少しずれてしまうかもしれませんが、我々いたしましたはず、やはり障がいの早期発見ということで、研修につきまして、保育士、看護師さんや保健師さんなどへの研修支援を行い、支援者の技術向上に努めているほか、保護者との結びつきを強めながら支援を行っているところでございます。



(関会長) ぜひ吉田委員も勉強のためという発言があったので、療育センターも機能を追加されて充実されておりますので、ぜひ調べていただくなり、実際に説明を受けていただくなりしていただくとよろしいと思います。私も久しぶりに視察に行きましたが、大分充実したなというふうに思ったところですから、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

(関会長) それでは、子ども関係ですと今度は、公募委員の小林委員はいかがですか。

(小林委員) 私はこれまで、いろいろ御意見をさせていただきまして、それが今回反映していただいたということで、すごくありがたいと思ひながら、見させていただいておりました。ですので、ここに関しては、意見は特にございませぬ。ありがとうございまして。

(関会長) ありがとうございませぬ。それでは他に御意見はございませぬでしょうか。なければ、一旦この女性関係児童関係のところについては委員皆さん確認いただいたということでよろしいでしょうか。

次に、障がい児者の入所施設についてご確認いただきます。事務局から説明してください。

(障がい福祉課長) 資料2の13ページから16ページの障がい児者の入所施設につきましては、障がい福祉課の大島から御説明をさせていただきたいと思ひます。

基本的には2をメインにさせていただきながら、資料1、あとは資料4を御参考に見ていただくような形で、進めさせていただきたいと思ひます。

まず資料2の13ページはばんだい荘わかばですが、こちらの見直しの状況等のところにも記載がございませぬとおひ、合築施設ということで、同じばんだい荘の中で、わかばというのが障がい児の方で、知的障がいのある方の障がい児の方の施設になりまして、あとあおばのが、障がい者の施設ということで同じ施設の中で児童施設と者の施設と両方運営しておひませぬ。

青字で修正させていただいたところにつきましては、現在進行形という状態ではなくて今まさにその状態になっているということなので、若干書きぶりを検討させていただいたところになります。

14ページ15ページを御覧いただきたいと思ひます。こちらにつきましては先日、現地視察ということで、御訪問いただきました太陽の国関係の施設になります。

14ページに記載されている太陽の国ひばり寮につきましては、身体障がい者の施設になります。

15ページに記載されている、けやき荘・かしわ荘・かえで荘、こちらは知的障がいのある方の入所施設です。

修正させていただいた点については、資料1を御覧いただきたいと思ひます。

主にこちらの9番10番11番の御意見を反映させた形での修正ということで、資料2を修正させていただいたところではございますが、古い設置基準で建物が建っているということで、スペースが狭い、それは解消しましょうというもとの書きぶりでしたが、先ほど保健福祉総務課長のからもお話ありましたが、やはり「権利擁護の推進」という視点や、資料1の9にあります「個人が尊重される」というようなところ、あとプライバシーへの配慮、あと高齢化への配慮というところを踏まえた形で14ページ15ページの記載を修正させていただいております。

これからハード面で整備をしていくところというのが、14ページにありますひばり寮、あとは15ページにありますかえで荘です。既に建て替え等が進んでいる施設がある中で残っている施設もあるというところですが、これから改築や大規模改修等の対象になっていく施設につきましては、14ページの課題を踏まえた今後の方向性というところで、「居室等のスペースが十分に確保されていない建物については、入所生活における個人の尊重を図るため、プライバシーや高齢化による身体機能の低下にも配慮した、施設の大規模改修等を進める」という形で修正をさせていただき、15ページのこちらの課題を踏まえた今後の方向性のところですが、こちらにも入所者の人格人権等の尊重を第一として運営するとともに、老朽化、狭隘化が問題となっていることから、これからハード面の整備を進めていく対象になる施設になりますが、こちらについては、「プライバシーや、高齢化による身体機能の低下にも配慮した建て替えを進めていく」というふうに記載を修正させていただいております。

あと次の16ページになります。ばんだい荘の障がい者の施設、あおぼです。こちらにつきましては、資料1の5番のところ、御覧いただきたいと思いますが、前回の記載内容ですと、「地域移行が進まない」という課題がある中で、課題を踏まえた今後の方向性で、地域移行の話が前面に出ているのはかみ合っていないのではないかと、という御意見をちょうだいいたしました。

やはり、現状として地域移行が進みにくい状況にあるということを考えていくと、まず今いらっしゃる方の処遇をしっかりとやっていくということ、やはり拡充して変えていく必要があるのかなというところで、最後の部分になりますが「専門的ケアを充実させるために必要な人材の養成や、医療機関等との連携を図る必要がある」ということで、今いらっしゃる方のケアをしっかりとやっていくという書きぶりに追加させていただきました。ここまでが資料1で、前回の分科会でいただいた御意見を反映させていただいた部分です。

今度は資料4で、関委員よりいただいた意見ですが、こちらは資料2には反映はしきれていないんですけれども、考え方を御説明させていただきたいと思っております。資料4の御意見の2番目、あとは資料2ですとちょっとお戻りいただきまして、13ページになりますが、ばんだい荘、いただいた御意見としまして「ばんだい荘わかぼとは児童福祉施設なので、入所期間が長期化しているという課題にはやはり違和感があります。むしろ行動障がいや発達障がい、重介護状態にある入所者が多くなっているということ課題として掲げ、今後の方

向性にそれらへの対応について記載しては、いかがか」という御意見をいただきました。障がい児の施設と障がい者の施設ということで、児者併設でやってはいるんですが、なかなか障がい者の施設の空きが出ないというか、そういう状況の中、やはりわかばから、もし空きがあればそのままあおばに移行されるような方が実際多くいらっしゃるという状況になっています。

ただ、いただいた御意見のとおり、今いる、医療的ケア等を必要とするような方についての対応というところが薄いのではないかと。そういった御意見いただきましたので、今の段階の案では修正されてないんですが、16ページの先ほど御説明いたしましたあおばのところ、今いる方を念頭に「また、専門的なケアを充実させるために、必要な人材の養成や医療機関等との連携を図る必要がある。」という記載を追加させていただきましたけども、これは児者併設の施設ということで、わかばについても同様の対応しておりますので、そのようなことを、今後の方向性に書き加えることはできるのかなと考えたところです。

次に資料4と資料2の15ページを御覧ください。こちらのけやき荘・かしわ荘・かえで荘は太陽の国の施設になりますが、「けやき荘、かしわ荘につきましては、ハード面の改修が進んでいる施設と、かえで荘については、これからハード面の整備を考えていく施設ということで、それが混在しているというところで、書き分けをしてはいかがか」という御意見をいただいたものと受け止めています。ただ、利用者の方の状況を考えてやはり、いずれの施設も高齢化も進んでいる中、老朽化も進んでいるという共通点があり、あとはこれから施設整備を進めていく施設については、先ほど御説明したとおり、単にスペースを広げるだけではなくて、人権とか、人格とかプライバシーとか、そういったことに配慮しながら、対応していくことになるので、まだ修正内容は確定しておりませんが、そのように考えております。

次に資料2の16ページ、ばんだい荘のあおば、障がい者の施設についてです。本来であれば、こちらで御意見いただいたとおり、あおばの方から希望があれば、わかばからあおばに入所が進むという形が理想的ではあるんですが、なかなかあおばの空きが出ないということで、御指摘の「ケースが増えている」という状況ではないんですが、ただやはり、入所者の方について同じ施設の中でそのまま見ていただけるというところもありますし、スタッフの方も、人事異動などで、児の施設で働いていた方が今度者の施設に移るなど、やはりそういった意味での、スキルが上がるなど、児者併設のメリットもあるのかなと思っております。本来であれば御指摘のとおり書ければ良いのですが、現状として難しいところがあるので、もし、このいただいた御意見を課題として記載するならば、「増える」ということだけは実態として合わないので、「ケースもある」という表現が妥当かと考えております。障がい福祉課からは以上になります、よろしく願いいたします。

**(関会長)** ありがとうございます。それではこれに関して委員の皆様から御質問や御意見はございますか。障がい者の施設ということで、村田委員はいかがですか。

(村田委員) ちょうど昨日NHKの特集で、グループホームの虐待というので私もちょうど見たのですが、やはりこれの根本的な原因は、働く方がいない、ということと、福島県だけでなく、虐待を見つける立場にある各自治体の職員さんも少ないということ、これがあるのだろうなと思っています。今、大島課長さんからも説明ありましたが、児童から、障がい者の施設にすんなり移行して行ければ良いけど、これがなかなか実際は、そこでストップしてしまうというのが、多いなということと、これからやはり、福祉施設をもう新しくしても、念頭に置かなければならないのは、働く人たちの教育とか、そういうことを踏まえなくてはいけないのかなあということで、広い視野で、見ていただければいいなというのがあります。

この大島課長さんからも、御説明ありましたし、関さんからの追加の資料4を見させていただいたのですが、本当に自分たちの気がつかないところをよく見ていただいたと思います。それに対して県も、修正をひとつずつ検討していることから、書面は大丈夫かと思うのですが、1番は、私はこれから本当に人が少なくなっているということを頭に入れて全体を考えていかないと、難しいのではないかなって、思っております。以上です。

(関会長) ありがとうございます。それでは森田委員いかがですか。

(森田委員) 私も昨日のNHK見ていたのですが、やはり金もうけから始まっている団体が問題なのだと思います。どこまでが虐待とされるか、そこら辺の線引きが理解できてないから虐待になってしまう。施設長にあたる方がしっかりしていれば、これは虐待になるからできませんよ、とかいろいろ話してくれればいいのですが。

私たちの親の会でも、最重度障がいの子を持つ親御さん、医療ケアを必要とする子どもを持つ親御さんは、どうしても施設の方へ今どんどん入れています。自分が1人になった時に生活の世話ができないから、今のうち入れましょうと。この方も入ったという感じで、もうどんどん、須賀川の親の会でも施設に入れてしまう人が多数います。余生は自分のために生きたいという人もいました。それも私からすると止められません、その人の考えだから。

結局施設でしっかりしてもらいたいのは、やはり虐待の線引きです。どこまでが虐待に当たるかなど、チラシはたまに見かけますが、施設内でそれをきちっと明記して、やっただけであればいいかなと。これは県の方からも、「これは虐待に当たります」というところを提示していただければ、今の施設もちょっとやりやすくなるのかなと思います。施設の方も、虐待の線引きは理解していても、どうしても人手不足というところがあって、結局、これは虐待に当たらないでしょうか、勝手に解釈してしまっているのかもしれない。

でも昨日の番組ではすさまじい現場を見てしまったと思いました。親もだいたい訴えていたというのに、何でこうなるのか。運営しているホームが全国に何十か所かあって、今はいる人たちをどこに回すのかなという心配もしたのですが、たまたま福島県にはその

施設はなかったようです。やはりグループホームは大事ですけど、どうしても重度のグループホームは難しいのかなと思います。

やはり人材育成、もう勉強してもらえない、ただそれだけですけども、どうしても手が足りないからってどんどん採用しちゃって、その陰で、もうむしゃくしゃして、体当たりやぶついたりしているのかなと思うのですが、早くそれをなくしてほしいです。県の方ではしっかり目を光らせていただいて、見て、支援していただきたいと思います。もうそれしか今言うことありません。

**(関会長)** ありがとうございます。それでは原委員いかがでしょうか。医療的ケアが必要な障がい者や子どもが増えているということで、グループホームにしても医療的ケアが必要な人もいることもあって、地域の病院も大変かなと思うのですが。

**(原委員)** 先月、県からの委託事業により、県医師会で、医療的ケア児の研修会を、人工呼吸器の付けかたなどの研修会を須賀川の国立福島病院でさせていただき、多数のスタッフにお越しいただきました。先ほどのお話とはまた場面が違うのかなと思って伺っていたのですが、介護の対応のケアの仕方についてあれ駄目これ駄目という、そういう研修とはちょっとまた異なる、「こうしましょう、ああしましょう」というポジティブな方向でやり方そのものを知っていただく研修というものもあるんですね。

とかく虐待防止という時に、駄目なものリストアップみたいな話がよく出るんですけども、それよりは、スタッフの方々がどうすれば良いかというところを、本人が悩むのではなくって、あるいは施設が検討するのではなくて、「こういう場合はこうすればいいですよ、こうしましょう」というやり方そのものを、みんなで学んでいくという研修もあります。資格をとるほか、学校教育の中では、わりとだめなことを伝える教育が結構いろんな場面であるように思うのですが、それよりはもっと「こうしましょう、ああしましょう」という方向の研修とか教育をもっと熱心にやれば良いと思っています。全国的には、ある市では、そういったことをもう小中学生、それから地域の公民館、そういったところ含めて研修しているところがあるんですね。

そうすると地域全体が優しいまちづくりみたくなってきた、その対応の仕方について、おじいちゃんおばあちゃんそれから赤ちゃんも含めて、みんなでやっているという町もありますので、そんなところにももっと目を向けていただければなという感じがいたします。

あと、先ほどのいろんな話の中で、医療的ケア児というのは早期発見が大事なのですが、早期発見の後のフォローというのが、結構これ大変で、須賀川で行った研修の時にも、もう、ある病院が見てらっしゃる障がい児の方が50数名で50数名のうちの半数は30代なのですね。それを小児科の先生が見ています。生まれてからずっと、その小児科の先生が診ていて、もう30代になっている方が半分いらっしゃると。

なぜそうなるかというところ、お母さんとの関係性、家族との関係性というところで、小児科

がどうしてもフォローしなくてはいけないそうなのですが、やはりもっと広く、いろんなサービスメニューといいますか、医療も福祉も、もうちょっと何かできればなと感じたところです。今回の意見具申に直接入る話ではないと思うのですが、先ほどの療育センターですとか、あるいは太陽の国のいろんな設備、施設を使ったところで何かこう、今後の新しいシステムみたいなものをみんなで考えられればと要望としてお願いできればと思いました。今日の意見具申には入らないと思いますけど、よろしくお願いします。ありがとうございました。

**(関会長)** ありがとうございました。小林委員、いかがでしょうか。

**(小林委員)** 私15ページの内容ですが、課題を踏まえた今後の方向性というところ、これまで自分が施設や医療機関で働く中で、やはり少なからず、煩雑な業務の中で働いていると、どうしても他の人の目もない中で、どうしても人としてではなくて、何かこうモノのような扱いですか、そういった言動を目にしたことがあります。

その中で、ケアについての知識を得るということは本当に大事なことだと思っていて、中でも私個人がとても大事だと思っているのは、その方の背景とか、心を想像するというところじゃないかなあと思っているのですね。

やはりそれで、それが無いのですが、この1番下の、「入所者の人格・人権等の尊重を第一として」というところなのですが、これは恐らく皆さんそう思っていると思います。でも目の前の方と対峙した時に、どうしてもつながらない。例えばここに、「その方の背景等を想像しながら」とか、そして「人格・人権等の尊重を第一に」みたいな分かりやすい文章で入ったらすごくいいなと思いつつ聞いていました。以上です。

**(関会長)** ありがとうございました。大島課長いかがですか。

**(障がい福祉課長)** 非常に大事な御意見ありがとうございます。あり方として書いたことを、実際どう担保できるのかということも考えていかなきゃいけないと思った時に、いただいた御意見は貴重だと思いました。より実効的なものになってくると思いますので、書きぶりについては検討させていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

**(関会長)** ありがとうございました。こういう意見が出ると、いい内容になっていきますね。小林委員ありがとうございました。それでは舟山副会長からはどうでしょう。

**(舟山参考人)** ありがとうございます。障がい者の施設のあり方として、「個人の尊重、プライバシーの尊重、高齢化に備える」ということを、大規模改修や新たに建替えをする上での方針として、この中に明確に位置づけをされているのはいいことだと思うんですけど

も、一方で、障がい者施策はやはり、地域生活にどうやって移行していくか、ということが大きな課題になると思うんですね。それを見据えた時に、障がい者施設にどういう機能を持たせたら良いのか、ということまで含めて考えていかないと、先ほどのように合築でつくられた施設で、児から者にスムーズに移れない。要は障がい者の施設が、もう定員いっぱいの状態なわけですよ。その方たちが地域生活に移行するという手だてが何かあって、スムーズに地域生活に移行されていくのであれば、うまく循環していくのかなというふうに思っています。ですから地域移行についても、この意見具申は施設のあり方なので、そこまで求めることがどうかとは思いますが、地域生活を支えるための様々な取組、サービスというのも、きちんとやはり国や県で考えていくということをとータルでやらないと、うまく循環していかないのかなと思いました。

**(関会長)** 私も実は第三者評価で、このあおばを担当しました。その頃はグループホームを用意して地域生活へ移行するという形でやっていました。そうして、障がい児施設の入所者が大人になれば、あおばに来るという流れを記憶していたので、今はどうなっているかなと質問しました。ですが、確かにご説明があったように、者の施設で、障がいの重度化・医療的ケアを要することから、なかなか移行が進まないなど、いろいろな理由があるのだと思いました。

そうすると、子どもの施設であっても児と者が一緒にやっていることで、かえってケアが難しいという課題がありますね。食事の面も相談支援も、児者一体型というのも大変なのかなと思いました。他にありますか。原委員お願いします。

**(原委員)** 今の件につきましては、この太陽の国に限らず、他の民間の障がい者施設でも同じ課題を抱えています。先日見学させていただいた時に、施設の方に伺いましたらば、この障がい者（入所者）の平均年齢がもう既に60歳を超えてらっしゃるところで、本来であれば、原疾患にかかわらず、65歳になれば制度としては介護保険へ移行可能なわけですが、でも実際問題として難しいと。実際に原疾患を見ると、事故とか様々ありまして、いわゆる介護保険にはなかなか移行しづらい原疾患の方も多いようでした。また男女比が、介護の施設ですと普通、女性が2で男性1くらいなのですが、その障がい者の施設では男性が2で女性が1と逆転してらっしゃるんですね。そういった現状を考えた時に、もっと介護サービスのメニューを紹介して、そこに移行できる対象者の方に移行していただくという方法もあると思うのですが、これは日常的な業務をしながら、とてもできるものではないです。各施設はケースワーカーさんとか、相談に対応できる方もいるわけですが、介護サービスへの移行というのは、特に家族の方との調整も難しいですし、いろんな課題が山積する中で、そこを移行するというのは大変難しい話だと思います。

それでもやはり、介護保険へ移行できる方はできるだけ移行していただいて、平均年齢が60を割るぐらいになっていただかないと、児から者に、移行するためのベッドが空かない

と思います。なので、ぜひ平均年齢が60を割るくらいに、60超えの方には積極的に、三、四年後には、介護保険のサービスに移れるような方とか、どうすればいいかなとか、いろんなことを想定しながら、逆算するなど、そういった業務が可能な人が、必要なところに配置されて、動いていただくと大分雰囲気も変わるのかなと、そのとき思いました。そのあたり、障がい者サービスから介護サービスへの移行を進めていただけたらと思いました。以上でございます。

**(関会長)** ありがとうございます。ほかに委員の方で御意見などございますか。村田委員お願いします。

**(村田委員)** 今原委員が言っていました、65歳を境にサービスを移行するという件についてですが、65歳で高齢の施設に行くと1割負担。そのまま障がい者施設にいと負担がない。ということで、今グループホームにも65歳までに入れちゃうという方もいます。グループホームに入ると、あとはそのままいられるという実情があって、そして就労支援のBとか、それから生活介護に行っていれば、何とか障がい者の施設にすることができ、生活環境が安定するという実態もあるもんですから、なかなか、65歳になったからとサービスを切り替えて高齢者の施設に行くというのも難しいなと感じています。

それと皆さん、先日テレビでも、報道されていましたが、今、福島県内は、いわき、郡山、福島こちらは障がい者の就労支援のB（の新規指定）はもうストップですよって言っていますが、今伊達の方にバーンと建っています。

これ、私は宮城県の障がい者の施設の人たちとお話したんですけど、人がね、スタッフはちゃんといるんだけど、今、県内でも「赤字だよ。集まんないのよ」と、人の奪い合いになってきている。

それというのも、高齢者の施設も今潰れ始めていますけど、民間企業が入ってきています。すると、高齢者から今度、こういう就労支援やグループホームに民間からどんどん入ってきています。そして、そういうグループホームはアパートと同じです。入所させて、食事は仙台あたりから袋できて、これを世話人という人が温めて、御飯とみそ汁をつくるという形でやっています。グループホームは1か所2か所だと赤字ですが、多く作ってこのように採算をとっているようです。

それから就労支援のA型というのが、この間新聞でもつぶれたという報道がありました。それはなぜかという、今までは2時間ぐらいずつ働かせて、最低賃金だけ払って、そしてハローワークから補助金を受け取り、2年ぐらいしたら「あなたはAは無理だね、Bに行こう。」とやっていたわけですよ。新聞を見て、これで自然淘汰されるなど思いました。そして私たち高齢者も、うちのスタッフも、「なあに、(いずれ自分たちは)老人ホームに行けばいい」なんて言っていたんですが、これからは、老人ホームも人手不足で、私たちの面倒を見る人なんていないということ。(高齢者や障がい者を)自分のうちで見なきゃ駄目な時代



になってくると思っています。先ほど森田委員も、重度の子どもさんを施設に預ける方がいると、言っていたじゃないですか。とは言えやはり、自分のとこで生活の世話をしている人もいるのですよ。これからはそんなに場所がありませんということを、親たちも自分たちのとこで一緒にやっていくために、その代わり、自分の家から生活介護でお風呂に入れてもらうほか、そういう利用もできる形にならざるを得ないということを、私たちも、それから一般の方も、やっていかないとこれから福島県内の施設も、小さいとこなんかは自然淘汰されます。

だから私がよく言っているのは、何のためにやっているかということを見失ってはいけないということ。相馬の施設からこんな安い賃金じゃ駄目だって話もあり、人が来るよう、仙台の人にも選ばれる施設になっていかないと。そうすると一般企業もタジタジとなって帰っていきますし、これからは、より良い施設になっていかなければならないということを、皆さんが、自分たちが考えていかなければ駄目なんじゃないかと思っています。以上です。

**(関会長)** ありがとうございます。共同通信社の発信ですよ。就労支援の大量の倒産、解雇という報道ですよ。ある地域では、大量解雇なので、説明会をハローワークで開いたという話もあったりして、最低賃金アップと報酬改定などが要因じゃないかと。そこに民間企業が、特に営利企業が参入していたというところですよ。

あの障がいのある方々の行き場はどこなのだろうというのは、ニュースでは触れられていませんでしたが、今後も、もっと出てくる可能性があるってことですよ。ありがとうございました。

ここの部分について、また御意見のある方いらっしゃいますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは少し修正などがあると大島課長から説明がありましたが、この部分については委員の皆様を確認いただいたということによろしいでしょうか。

最後になりましたけれども、太陽の国の関連施設について、事務局から説明をお願いいたします。

**(保健福祉総務課長)** では続けて私の方から、太陽の国の関連施設の記載の内容について修正点を御説明させていただきたいと思っております。資料2の17ページ以降になります。

17ページですが、まず太陽の国クリニックの部分でございます。こちらにつきましては前回既に修正内容等を御説明させていただいております。これまでも令和3年4月から、10床のいわゆる有床診療所に移行し、太陽の国クリニックという名前に変更したという対応をしておるところでございます。前回の分科会では、医療的ケアが、重度障がい者等を抱えている太陽の国にとっては重要だということで、必要性などを委員の皆様から御意見いただいたところで、クリニックの記載は文言の一部修正等で特に大きな修正はございませんでした。

先ほど資料4の関委員から追加でいただいております意見につきましては、資料17

ページの1番下の部分、課題を踏まえた今後の方向性の部分、まず「一段落目の部分が非常に長くなっているということで、二つに区切ってはどうか」と御意見いただいております。前段の「迅速に医療的ケアを提供できる体制が不可欠であり、医療機関が必要である」という部分で一旦区切らせていただいて、「引き続き、医師を初めとした、医療従事者の確保を図るとともに重度の障がいを抱える入所者が高齢化している実態に対応できるよう、機能や規模について見直しを継続する。」というような形で、その文言については修正をさせていただきますと思います。

それから御意見の中で地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていくという部分について、「それに対応する課題が記載されていないのではないか」というところで、「増加する地域の利用者に対応していく必要がある」等の課題を記載してはどうかというような御意見をいただいておりますが、こちらの方向性に書かれている「地域に開かれた医療機関としての役割を果たしていく」という部分につきましては、一応対応する部分としては、上の利用者の状況や社会の変化等のところの、2段落目に、「重度の障がいを抱える太陽の国施設入所者が高齢化している実態、これへの対応とあわせて県南地域の医療提供体制を踏まえた上で」と書かせていただいております。現状でなかなか県南地域でも救急の受入れですとか、あるいは診療科の確保などが厳しい状況であるというところを踏まえて、クリニックのできる範囲で地域貢献を行っていくというようなイメージで書かせていただきました。ですので、県南の医療提供体制のどこが弱いとか、具体的にどこの部分をクリニックで補完できるというところまでは書けなかったもので、その辺はやんわりと書かせていただいておりますので、その辺で、読み込んでいただくというようなイメージでちょっと考えております。この部分については、修正は今のところ想定しておりません。

太陽の国クリニックは、前回委員とのお話の中でも、800名の、主治医というか入所者の安全安心の確保という意味での医療的ケアができる場所として重要だということで、記載させていただいているところでございます。

続きまして18ページでございます。こちらは太陽の国交流センターの部分でございます。前回もこの施設については、実際に御覧いただきながら、やはり今の状況やニーズと合っていないんじゃないかという御意見もいただいたところでございます。こちらにつきましては、これまでの宿泊状況等、周辺の施設の整備状況等を踏まえ、宿泊機能の廃止などを行っているところでございます。先ほど全体のページでもお話しさせていただきましたが、利用者のニーズの変化の部分については、オンライン化などで会議室の利用ニーズが減少している上、新たに建て替えた入所施設には家族室、それから、広い交流スペースを、大体のところでは設けております。こちらで実際の研修ですとか、あるいは介護などが各施設である程度できるようになっているというような状況変化がございます。

これらを踏まえまして、今後の方向性につきましては、「交流センターの機能や役割について他施設での代替の可能性を含めて検討を行う」ということで、この検討結果を踏まえて、他の施設で代替可能な場合については、計画的に施設を廃止していくというような方向性

はそのままにさせていただいております。

この部分は全体の中でも、「役割を終えたと判断できる施設については、計画的に廃止していくことで必要な施設に行政の施設リソースを集約する」というような基本的方向性も、先ほど説明させていただきましたので、こういった点も踏まえて検討していくということになるかと思えます。

続きまして19ページ、勤労身体障がい者体育館、いわゆる体育館ですが、こちらも特に記載は変更しておりません。文言をちょっと整理させていただいて、指定管理者が、既に導入されているということと、あと前回も御説明いたしました、こちらについては市や地域の障がい者スポーツ団体、あるいは一般団体の活動の場として、定期的に利用されているということで、ただ施設自体はかなり古いものですから、将来的に大規模修繕や建替えが必要になるまでは、しっかりと安全性を確保しながら活用していくというような方向性を出させていただいております。

続きまして20ページでございます。こちらについても特に大きな修正はございません。管理センターについては事務所等が入っている部分ですので、必要な機能及び修繕等を行いながら使っていくという形になるかと思えます。

次に給食センター、それから洗濯センターの部分でございます。

こちらについては、前回の分科会において実際に試食していただいた際に、やはり食事は入所者の生活の質を向上させる上で特に重要だという御意見も多々いただきました。

そういった御意見を踏まえまして、センターについては、入所者の生活の質に直結するサービスであるということをも十分認識した上で、今後の方向性を決めてまいります。要するに効率性だけではなく、実際の生活の質をどう上げていくかという部分に直結するサービスであることも踏まえながら、検討していくという形に修正させていただいております。

それからの終末処理施設については、既にそれぞれのところで合併浄化槽の設置が終われば計画的に廃止していくという方向性に変更はございません。

また21ページのエネルギーセンターについても、既に廃止をしておりますので今後残った地下のタンクを計画的に撤去するというので、前回お示ししたとおりでございます。

なお1番後ろのむすびの部分は、先ほど全体のところで説明させていただきましたので、説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**(関会長)** 太陽の国関連施設につきまして、御意見等はございませんでしょうか。前回、御質問など意見を出していただいた原委員はいかがでしょうか。

(議長から各委員にそれぞれ確認)

(意見なし)

(関会長) わかりました。こちらの施設は実際に行ってみたことから、内容的にすごくよく分かって、文章の中身も理解が進んだ部分かと思います。ありがとうございました。

このほか、「むすびに」につきまして、御意見等はございませんでしょうか。

それでは全体を通して何か質問とか意見、最後ですけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(意見なし)

(関会長) いろいろな御意見ありがとうございました。

最初に申し上げたとおり、分科会の審議結果と意見具申案は、11月の審議会に報告させていただきます。

また先ほど申し上げましたとおり、委員の皆様からお寄せいただいた意見については、事務局で修正をお願いしたいと思いますが、私も委員を代表して内容を確認しますので、修正については、事務局と私に一任という形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは本日の議事はこれにて終了とさせていただきます。今後の県立社会施設のあり方の検討ということで、3回にわたり、また視察も含めて、貴重な皆様の御時間をちょうだいしまして、いろんな意見を交換でき、すごくよかったかなと思いました。

私も議長としての進行が不十分だった面もあるかもしれませんが、より良い方向に向かっていくことを願って、議長の役目を終えたいと思います。皆様御協力ありがとうございました。それでは、以上で本日の議事については終了となります。最後に、事務局から何かございますか。

(部企画主幹) 本日は、熱心なご議論ありがとうございました。

福島県保健福祉部政策監の根本 和代より謝辞を申し上げたいと思います。

(保健福祉部政策監) 皆様、本日はお疲れさまでございました。これまで3回にわたりまして、熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。私から御礼を改めて申し上げたいと思います。まず関分科会長におかれましては、3回にわたりまして会議をまとめていただきありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、熱心な御審議それから、貴重な御意見をたくさん頂戴いたしまして、ありがとうございました。3回の分科会で、トータルで3か月間ということで、皆様お忙しい中、お時間を頂戴いたしました。ありがとうございました。県といたしましても、社会福祉を取り巻く様々な環境が変化しております中で、利用者、それから家族の方々の幸せな生活の実現といった視点を大事に、見直しを行う必要があるというふうに考えているところでございます。

今後は先ほどもお話ございましたけれども、社会福祉審議会から県に対して意見具申を

いただくということになりまして、その御意見を踏まえまして、県として改めて、県立社会福祉施設の今後の方向性を取りまとめることといたします。委員の皆様におかれましては、これからも県の社会福祉行政に対しまして御指導御鞭撻いただければと思います。これまでお世話になりました。ありがとうございました。

**(部企画主幹)** これをもちまして、令和6年度第3回県立社会福祉施設のあり方専門分科会を閉会させていただきます。

令和6年度第2回の社会福祉審議会は11月11日(月)の開催とさせていただきます。

本日の慎重審議ありがとうございました。